部長及び参事官
殿
所　　属　　長

免許発第182号
（地域）
令和８年７月31日
５年保存（口訓）
本　　部　　長

申請による運転免許の取消し等に関する事務処理要領の制定について（通達乙）

申請による運転免許の取消しに係る事務処理要領については、「申請による運転免許の取消しに係る事務処理要領の制定について（通達乙）」（令和８年３月25日免許発第79号。以下「旧通達乙」という。）に基づき運用してきたところであるが、香南警察庁舎の移転による当該警察庁舎における免許業務の中止に伴い、新たに別添のとおり「申請による運転免許の取消し等に関する事務処理要領」を定め、令和８年８月３日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、この通達乙の実施をもって旧通達乙は廃止する。

別添

申請による運転免許の取消し等に関する事務処理要領

第１　趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第104条の４の規定による申請による運転免許（以下「免許」という。）の取消し（以下「申請取消し」という。）並びに法第105条の２に規定する運転経歴証明書及び運転経歴情報の記録に関する事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

第２　申請取消しの区分

申請取消しは、次の区分により行うものとする。

１　全部取消し

受けている免許の全てを取り消す場合をいう。

２　一部取消し等

受けている免許の一部を取り消す場合及び法第104条の４第３項の規定により免許の取消しに併せて同条第１項後段の申出に係る免許を与える場合（以下「下位免許の付与」という。）をいう。

第３　申請取消しをしようとする者の意思の確認等

申請取消しの受理に当たっては、申請取消しをしようとする者（以下「申請者」という。）の意思を確認するとともに、申請者に対し、申請取消しを受けた後に当該取り消された免許と同じ種類の免許について再度免許の申請を行う場合においては、運転免許試験の一部免除の措置はとられない旨等を説明するものとする。

なお、申請取消しは、申請者の意思に基づいて行うものであり、その意思に反して免許を取り消すことがないよう留意すること。

第４　申請先、受付日時等

１　免許センター

受付時間は、平日（高知県の休日を定める条例（平成元年県条例第２号）第１条第１項に規定する県の休日以外の日をいう。以下同じ。）の午前９時30分から午前11時まで及び午後２時から午後３時30分までとする。

２　署又は分庁舎（香南警察庁舎及びいの警察庁舎を除く。以下同じ。）

(1)　受付時間は、平日の午前９時30分から午前11時まで及び午後２時から午後３時30分までとする。

(2)　申請先は、申請者の住所地以外を管轄する署長を経由しても行えることに留意すること（高知県道路交通法施行細則（昭和35年公安委員会規則第５号。以下「細則」という。）第13条の３第１項第１号）。

3　交番・駐在所（以下「交番等」という。）

運転免許証（以下「免許証」という。）のみを有する者による全部取消しの申請であり、かつ、手続を希望する交番等を管轄する署の交通課又は地域交通課（以下「交通課等」という。）に対し電話等により予約をしている場合に限り受け付けるものとする。また、当該予約を受け付けるに当たっては、交通課等は、申請者から住所、氏名、生年月日、性別等の人定事項及び免許保有状況を聴取し、第５の２に定める申請取消し基準の確認を行うとともに、申請日時については平日の午前９時30分から午前11時まで及び午後２時から午後３時30分までの間で指定するものとする。

なお、免許情報記録個人番号カード（以下「マイナ免許証」という。）を有する者については、交番等では必要な措置を講ずることができないことから、免許センター、署又は分庁舎での手続を教示すること。

4　免許センター安全運転支援係（以下「支援係」という。）

支援係において安全運転相談の対応をしている者（以下「相談者」という。）であり、かつ、免許証のみを有する者による全部取消しの申請である場合、相談者の自宅、入院先等において受け付けるものとする。申請日時は、申請者と調整して決定するとともに、免許センター免許係（以下「免許係」という。）と情報共有を行うこと。

第５　申請取消しに関する事務手続

1　申請取消しの受理

免許センター長及び署長（以下「免許センター長等」という。）は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）別記様式第19の３の７の運転免許取消申請書（以下「取消申請書」という。）の提出があった場合は、その者が免許を受けている本人又は第５の９に定める代理人（以下「代理人」という。）であることを確認した上で別記第１号様式の申立書（以下「申立書」という。）を提出させて、当該申請を受理するものとする。

なお、下位免許の付与の申出であるときは、取消申請書の受けたい他の免許の種類欄に、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「施行令」という。）第39条の２の３の表の上欄に掲げる取消しに係る免許の種類ごとに同表の下欄に掲げる免許の種類に限定して記載させるものとする。

2　申請取消しの基準の確認

申請者が施行令第39条の２の４第１号から第５号までのいずれかに該当する場合は、申請取消しを行わないことから、申請者からの聴取及び免許係における警察共通基盤システムによる免許・不適格事実照会（以下「照会」と

いう。）により、確認（以下「申請取消し基準の確認」という。）を行うこと。

3　免許証の返納及び免許情報記録の抹消並びに提出書類の確認

取消申請書及び申立書（以下「取消申請書等」という。）を受理したときは、申請者が現に受けている免許に係る免許証又はマイナ免許証若しくはその双方（以下「免許証等」という。）を提示させ、免許証については返納の受理を行い、マイナ免許証についてはマイナ免許証用追記端末（以下「マイナ追記端末」という。）を使用して免許情報記録の抹消を行うものとする。また、次に掲げる場合に該当するときは、各必要書類等の添付の有無についても確認を行うこと。

(1)　全部取消しのときであって、かつ、免許証を紛失等により提示できない場合

「再交付に係る運転免許証及び再記録に係る免許情報記録個人番号カードの不正取得等防止対策要領の制定について（通達乙）」（令和７年10月10日免許発第245号）に定める別記第１号様式の運転免許証等亡失等事実てん末書（以下「亡失等事実てん末書」という。）の添付があること。

(2)　一部取消し等のときであって、かつ、免許証等を紛失等により提示できない場合

申請者から申請前の免許証等の保有状況、申請後に希望する免許証等及び亡失、滅失した免許証等を聴取し、当該聴取内容に応じた規則別記様式第17の運転免許証再交付申請書、規則別記様式第17の２の特定免許情報記録申請書、規則別記様式第17の５の運転免許証交付申請書又は「道路交通法施行令の一部を改正する法律の一部の施行に伴う交通警察の運営について（通達乙）」（令和６年12月３日免許発第204号）別記様式第１号の免許保有状況変更申出書（紛失等時）の添付があること。また、免許証の亡失等であるときは、加えて亡失等事実てん末書の添付があること。

(3)　高知署、高知南署又は高知東署（本山警察庁舎を除く。以下同じ。）において一部取消し等を受理する場合

取消申請書に規則第17条第２項第10号で規定する申請用写真（以下「申請用写真」という。）の添付があること。

4　申請取消しの登録

申請取消しを受理したときは、免許センターにおいて警察共通基盤システムにより、免許の取消しに関する登録を行うものとする。

5　管理簿冊の備付け等

(1)　免許センター

ア　免許センター長は、申請取消しに関して一元的に把握・管理を行うため、別記第２号様式の運転免許取消申請等管理簿（全部取消し）及び別記第３号様式の運転免許取消申請等管理簿（一部取消し）（以下「一部取消し管理簿」という。）を備え付け、暦年ごとに５年間保存すること。

イ　一部取消し等の場合で免許センターにおいて新たな免許証を交付し、又は免許情報記録の書換えをした免許係担当者は、一部取消し管理簿の交付・記録担当者欄に氏名を記入等すること。また、一部取消し等に係る新たな免許証を署又は分庁舎へ送付するときは、当該免許証に別記第４号様式の申請取消し関係送付書（以下「送付書」という。）を添えて、書留による逓送等により行うこと。

(2)　署又は分庁舎若しくは交番等

ア　受理した取消申請書等のＰＤＦデータを土佐ＮＥＴメールにより速やかに免許センターに送信するとともに、原本は送付書を添えて書留による逓送等により免許センターに送付すること。また、署長は、別記第５号様式の運転免許取消申請等管理簿（警察署用）（以下「署申請管理簿」という。）を申請を受け付けた署又は分庁舎（交番等にあっては当該交番等を管轄する署）ごとに備え付け、暦年ごとに５年間保存すること。

イ　(1)イにより免許センターから一部取消し等に係る新たな免許証の送付を受けた場合は、当該免許証及び送付書を突合して誤りがないか確認した上で、署申請管理簿に受領日及び受領確認者の氏名を記入等し、申請者に交付するまで施錠設備のある保管庫等に保管し、管理すること。また、当該免許証を交付し、又は免許情報記録の書換えをした担当者は、署申請管理簿の交付・記録担当者欄に氏名を記入等すること。

(3)　支援係

相談者本人に取消申請書等を記載させて免許証とともに提出させ、受理した取消申請書等は免許係に確実に引き継ぐこと。

6　取消通知書の交付

免許センター長等は、申請取消しを受理した場合は、規則別記様式第19の３の８の申請による運転免許の取消通知書（以下「取消通知書」という。）を申請者に交付するものとする。

7　一部取消し等により新たに免許証を交付等する際の措置等

(1)　免許証を交付するとき

一部取消し等の場合に、法第106条の３第２項の規定により新たな免許証を即日交付することができないときは、同条第１項の規定により返納された免許証（以下「現有免許証」という。）にせん孔処置をした上で、当

該免許証の備考欄に「手続中」である旨を別添１の一部取消し等の場合の現有免許証備考欄への記載例のとおりに記載して交付すること。また、新たな免許証は、申請を受理した週から約４週間後の金曜日に現有免許証と引き換えに交付するものとする。

(2)　免許情報記録を書き換えるとき

一部取消し等の場合で法第106条の４第２項の規定による免許情報記録の書換えを行うときは、即日行うものとする。ただし、即日書き換えることができないときは、その者に係る特定免許情報の備考欄に「手続中」である旨を別添２の一部取消し等の場合のマイナ免許証備考欄への記録例のとおりに記録し、申請を受理した週から約４週間後の金曜日に同項の規定により書き換えるものとされる免許情報記録を書き換えるものとする。

(3)　一部取消し等の際に、申請者がなお他の種類の免許を受けている場合は、当該他の種類の免許に係る免許証等の免許保有状況の変更（法第95条の２第11項の規定による免許証の交付又は特定免許情報の記録をいう。以下同じ。）をすることができる。

8　申請者に対する適性試験等

下位免許の付与をする場合は法第89条の適用がないこと、また、法第95条の６第２項の規定により当該下位免許の付与に係る免許証等の有効期間は現に受けている免許に係る免許証等の有効期間が満了する日が経過するまでの期間とされており、免許証等の有効期間の更新（以下「免許証等の更新」という。）とは異なることから、下位免許の付与を受ける者には適性試験又は適性検査（法第102条の規定に基づく臨時適性検査を除く。）を行うことはできないので、留意すること。

なお、申請者が法第90条第１項第１号から第２号までのいずれかに該当する者であるとき又は法第103条第１項第１号から第３号までのいずれかに該当するおそれがあるときは、法第102条第４項の規定に基づく臨時適性検査を行うものとする。

9　代理人による申請手続

(1)　代理人による申請手続ができる者

全部取消しを申請する者であって、かつ、健康上の理由やその他やむを得ない理由により、申請者本人が手続を行うことが困難と認められる場合は、代理人（申請者から申請取消しに係る手続の委任を受けた者をいう。）による申請手続ができるものとする。

(2)　代理人の範囲

代理人の範囲は、申請者の３親等以内の親族、申請者が入所している施

設等の職員及びその他所属長が認めた者とする。

(3)　代理人による申請の申請先、受付日時等

代理人による申請は、第４の１又は２に定める申請先、受付日時等と同様とする。

(4)　代理人から全部取消しの申請を受理する際の留意事項

代理人から全部取消しの申請を受理する際の必要書類は次に掲げるものとする。また、当該申請時においても第３の申請者の意思の確認等を電話等により行った上で受理するものとする。

ア　取消申請書等

イ　申請者本人の免許証等（免許証を紛失等している場合にあっては、第５の３(1)による。）

ウ　別記第６号様式の委任状兼確認書及び別記第７号様式の代理人誓約書

エ　代理人の身分確認書類（免許証、個人番号カード等）。

なお、代理人が施設等の職員であるときは、これに加えて施設等の職員であることを証する書類の提示も求めること。

10　申請取消しに関する手数料の取扱い

(1)　申請取消しを行うに当たっては手数料は生じないが、下位免許の付与に係る免許証の交付に当たっては高知県警察手数料徴収条例（平成12年県条例第32号。以下「条例」という。）第16条第３項の表４の項に規定する免許証交付手数料を、下位免許の付与に係る免許情報記録の書換えに当たっては同項の表６の項に規定する特定免許情報記録手数料を徴収するものとする。また、免許を取り消された者が、なお他の種類の免許を受けている場合（下位免許の付与を除く。）において、法第106条の３第２項の規定により免許証を交付する場合又は法第106条の４第２項の規定により免許情報記録を書き換える場合には、手数料は生じないので誤りのないようにすること。ただし、この場合において、７(3)の免許保有状況の変更を併せて行う場合は、当該免許保有状況の変更に伴う手数料は別途徴収する必要があることに留意すること。

(2)　免許証等の更新、免許証の再交付又は免許保有状況の変更と、下位免許の付与に係る免許証の交付又は免許情報記録の書換えとを同時に行う場合には、免許保有状況に応じて、免許証等の更新、免許証の再交付又は免許保有状況の変更に係る手数料のみを徴収するものとし、下位免許の付与に係る免許証の交付又は免許情報記録の書換えに係る手数料は徴収しないこと。

なお、これらの場合においては、免許証等の更新、再交付の申請又は免

許保有状況の変更に係る申請等とともに免許の取消しの申請及び法第104条の４第１項後段の申出を併せて行わせること。

第６　運転経歴証明書の交付等に関する事務手続

１　運転経歴証明書の交付等の申請先、受付日時等

法第105条の２第１項に規定する運転経歴証明書（以下「経歴証明書」という。）、同条第３項に規定する運転経歴情報が記録された個人番号カード（以下「マイナ経歴」という。）又はその双方の交付等（以下「経歴証明書の交付等」という。）の申請先、受付日時等については、第４の１又は２と同様とする。

２　申請ができる者

法第105条の２第１項及び第３項の規定に基づき、申請取消しにより全部取消しを受けた日又は免許が失効した日から５年以内の者（失効した日の前日において法第90条第５項の規定による免許の取消しの基準に該当する者その他の施行令第39条の２の５第１号から第３号までのいずれかに該当している者を除く。）

３　経歴証明書の交付等の申請要件の確認

免許係において照会を行い、２の申請ができる者に該当するものであるかどうかを確認すること。

４　経歴証明書の交付等の申請

(1)　免許センター長等は、経歴証明書の交付等の申請があった場合は、細則第18条の５第１号に定める運転経歴証明書交付等申請書（以下「交付等申請書」という。）の提出を受け、当該申請を受理するものとする。

(2)　署又は分庁舎において申請をする者に対しては、経歴証明書の交付に４週間程度を要すること、加えて、高知署、高知南署及び高知東署で申請をするときは、申請用写真の提出が必要であることを説明すること。

(3)　代理人による申請である場合は、全部取消しに併せて経歴証明書の交付等を申請する場合に限り受理するものとし、申請手続については第５の９と同様とする。その際には、申請用写真の提出が必要であることを説明すること。

５　提示書類等の確認

免許センター長等は、規則第30条の８第３項の規定により次に掲げる区分に応じて、それぞれに定める書類等の提示を求めること。

(1)　経歴証明書及びマイナ経歴を有しない者であって、経歴証明書の交付の申請のみを行うものである場合

住民票の写しその他の住所､氏名及び生年月日を確かめるに足りる書類。

ただし、外国人である場合を除き、全部取消しの申請に併せて経歴証明書の交付の申請をしようとする者にあっては、当該必要書類の提示を省略することができる。

なお、経歴証明書の交付等の申請をする者が外国人である場合の必要書類については、次に掲げる書類に限る。

ア　出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の３に規定する在留カード又は同法第19条の15の２に定める特定在留カード

イ　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第71号）第７条に規定する特別永住者証明書又は同法第16条の２に定める特定特別永住者証明書

ウ　住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に定める外国人住民に係る住民票に記載することとされている事項が記載された住民票の写し

(2)　マイナ経歴を有する者であって、経歴証明書の交付の申請を行うものである場合

マイナ経歴

(3)　運転経歴情報の記録を申請する者である場合

個人番号カード

6　経歴証明書の交付等に関する登録

経歴証明書の交付等の申請を受理した場合は、免許センターにおいて警察共通基盤システムにより、経歴証明書の交付等に関する登録を行うものとする。

7　管理簿冊の備付け等

(1)　免許センターの場合

免許センター長は、経歴証明に関して一元的に把握・管理を行うため、別記第８号様式の運転経歴証明書等管理簿（以下「経歴証明書等管理簿」という。）を備え付け、暦年ごとに５年間保存すること。また、作成した経歴証明書を署又は分庁舎に送付するときは、送付書を添えて、書留による逓送等により行うこと。

(2)　署又は分庁舎の場合

ア　申請を受理したとき

署又は分庁舎において申請を受理したときは、署申請管理簿に必要事項を記載し、交付等申請書のＰＤＦデータを土佐ＮＥＴメールにより速やかに免許センターに送信するとともに、原本は送付書を添えて、書留による逓送等により免許センターに送付すること。

イ　経歴証明書を免許センターから受理したとき

(1)により、免許センターから経歴証明書の送付を受けたときは、当該経歴証明書と送付書を突合した上で、署申請管理簿に受領日及び受領確認者の氏名を記入等し、交付日まで施錠設備のある保管庫等に保管し、管理すること。

ウ　経歴証明書の交付等の日

経歴証明書は申請を受理した週から約４週間後の金曜日を指定して交付するものとし、マイナ経歴は即日記録（ただし、高知署、高知南署及び高知東署にあっては申請を受理した週から約４週間後の記録）するものとする。

(3)　経歴証明書の交付等をした担当者は、免許センターにあっては経歴証明書等管理簿、署又は分庁舎にあっては署申請管理簿の交付・記録担当者欄に氏名を記入等し、暦年ごとに５年間保存すること。

８　運転経歴情報の記録方法

マイナ追記端末を使用して運転経歴情報を記録する際は、個人番号カードの有効期間を確認した上で、個人番号カードの券面の顔写真、本人の顔貌及びマイナ追記端末の画面に表示された運転経歴情報の顔写真の同一性を確実に確認し、誤記録防止を徹底して行うこと。また、当該記録を行った後は、警察共通基盤システムから出力した免許情報記録確認書を交付すること。

第７　経歴証明書及びマイナ経歴の記載事項の変更

経歴証明書、マイナ経歴又はその双方の記載事項の変更の届出をしようとする者（以下「届出者」という。）は、届出者本人の経歴証明書、マイナ経歴又はその双方を添えて、細則第18条の５第２号に定める届出書を提出して行うものとする。その際、経歴証明書のみを有する者については規則第30条の10第３項に定める書類を、マイナ経歴のみを有する者並びに経歴証明書及びマイナ経歴の双方を有する者については変更後の住所、氏名又は生年月日が記載されたマイナ経歴を提示させた上で、次の区分に応じて、それぞれに定める措置を講ずるものとする。

１　経歴証明書のみを有する者の場合

届出者から経歴証明書の提出を受け、ＩＣ免許証記載事項追記装置を使用して警察共通基盤システムに記載事項の変更登録を行うものとする。また、当該経歴証明書の備考欄に届出年月日及び変更事項を記載し、高知県公安委員会公印規則（昭和33年公安委員会規則第11号）別表に定める運転免許証及び運転経歴証明書の備考欄記載用の高知県公安委員会印を押印すること。

２　マイナ経歴のみを有する者の場合

マイナ追記端末を使用して警察共通基盤システムに記載事項の変更登録を行い、警察共通基盤システムから出力した免許情報記録確認書を交付するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときにあっては、住所、氏名又は生年月日の届出は不要であることから留意すること。

(1)　規則第30条の15第３項及び同条第４項の規定により、これらに定める措置（以下「住所変更ワンストップサービス等」という。）を講じているとき

(2)　マイナ免許証のみを有していた際に、住所変更ワンストップサービス等の利用開始手続を行っている者がマイナ経歴のみを有する者となったとき

３　経歴証明書及びマイナ経歴の双方を有する者の場合

１のとおり措置を講ずること。

４　署又は分庁舎において受理した場合

署又は分庁舎において受理した場合は、１から３までの措置を講じた上で、「運転免許事務の運用要領の制定について（通達乙）」（令和８年７月31日免許発第181号）の第８の４に準じて処理すること。

第８　経歴証明書の再交付の申請等

１　経歴証明書の交付を受けた者が、当該経歴証明書を亡失、滅失、汚損又は破損したとき若しくは記載事項の変更（備考欄に記載を受けているときを含む。）及び表示されている写真の変更（以下これらを「亡失等」という。）をしようとするときは、細則第18条の５第３号に定める運転経歴証明書再交付申請書の提出を受けて、当該申請を受理するものとする。

なお、経歴証明書を亡失し、又は滅失したときは、亡失等事実てん末書の提出を求めること。

２　経歴証明書を亡失し、又は滅失したときを除き、申請者が現に有する経歴証明書と引換えに経歴証明書を再交付するものとする。

３　その他経歴証明書の再交付に関する事務手続は、第６の経歴証明書の交付等に関する事務手続に準じて処理を行うこと。

４　経過措置

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成23年内閣府令第70号。以下「改正府令」という。）の施行前に交付された経歴証明書（以下「旧制度の証明書」という。）を保有している者は、再交付の申請をすることにより、改正府令の規定による経歴証明書の交付を受けることができる。

なお、旧制度の証明書を保有する者については、記載事項変更の届出及び返納の義務は課されないことに留意すること。

第９　経歴証明書の返納及び運転経歴情報の抹消

1　義務による経歴証明書の返納及び運転経歴情報の抹消

(1)　経歴証明書を有する者が免許を受けたとき又は経歴証明書の再交付を受けた後において亡失した経歴証明書を発見し、又は回復したときは、当該経歴証明書は返納しなければならない。

(2)　マイナ経歴を有する者が免許を受けたときは、運転経歴情報を抹消しなければならない。この場合において、運転経歴情報の抹消は、個人番号カードの券面の顔写真、本人の顔貌及びマイナ追記端末の画面に表示された抹消する運転経歴情報の顔写真の同一性を確実に確認し、誤抹消防止を徹底して行うこと。

　なお、紛失を理由に個人番号カードの再交付を受けた者が、紛失したマイナ経歴を発見したときは、当該発見したマイナ経歴は、住所地市町村長等に返納しなければならないこととされていることから、当該発見したマイナ経歴に記録されている運転経歴情報を抹消する必要はないことに留意すること。

2　本人の意思による経歴証明書の返納及び運転経歴情報の抹消

　免許センター長等は、次に掲げる区分に応じてそれぞれに定める措置を講ずるものとする。

　なお、経歴証明書のみを有する者については、経歴証明書を返納することができないことに留意すること。ただし、経歴証明書のみを有する者がマイナ経歴のみを有する者となる場合を除く。

(1)　経歴証明書のみを有する者がマイナ経歴のみを有する者となる場合

　交付等申請書及び細則第18条の５第４号に定める運転経歴証明書返納届（以下「返納届」という。）の提出を受け、経歴証明書の返納をさせた上で、運転経歴情報を記録すること。

(2)　マイナ経歴のみを有する者が経歴証明書のみを有する者となる場合

　交付等申請書及び細則第18条の５第５号に定める運転経歴情報抹消届（以下「抹消届」という。）の提出を受け、運転経歴情報の抹消をした上で、経歴証明書を交付すること。

(3)　経歴証明書及びマイナ経歴を有する者がどちらか一方のみを希望する場合

ア　経歴証明書のみを希望する場合

　抹消届の提出を受け、運転経歴情報の抹消をすること。

イ　マイナ経歴のみを希望する場合

　返納届の提出を受け、経歴証明書の返納をさせること。

(4)　マイナ経歴のみを有する者が運転経歴情報の抹消を希望する場合

抹消届の提出を受け、運転経歴情報の抹消をすること。

(5)　管理簿冊の備付け等

経歴証明書の返納及び運転経歴情報の抹消の申請を受理した場合の管理簿冊の備え付け等については、免許センターにあっては第６の７(1)、署又は分庁舎にあっては第６の７(2)アに準じて取り扱うものとする。

第10　経歴証明書の交付等に関する手数料の取扱い

経歴証明書の交付等に関しては、条例第16条第１項の表に定める手数料を徴収すること。

第11　その他留意事項

個人番号カードが失効した場合であっても、運転経歴情報の確認を行うことはできることに留意すること。

別添１（第５関係）

一部取消し等の場合の現有免許証備考欄への記載例

申請取消手続中
有効免許　〇〇免許
　　〇年〇月〇日　高公委

注１：　有効免許には、一部取消し等を受けた者が法第106条の３第２項の規定により交付するものとされている当該他の種類の免許について記載すること。

注２：　申請による免許の取消し日を記載し、高知県公安委員会公印規則（昭和33年公安委員会規則第11号）別表に定める運転免許証及び運転経歴証明書の備考欄記載用の高知県公安委員会印を押印すること。

（記載例）

普通・原付免許を受けている者が、普通免許の取消しを受けた場合

申請取消手続中
有効免許　原付免許
　　〇年〇月〇日　高公委

別添２（第５関係）

一部取消し等の場合のマイナ免許証備考欄への記録例

申請取消手続中　有効免許　〇〇免許　〇年〇月〇日

注：　有効免許には、一部取消し等を受けた者が法第106条の４の規定により記録するものとされている当該他の種類の免許及び申請による免許の取消し日を記録すること。

（記録例）

普通・原付免許を受けている者が、普通免許の取消しを受けた場合

申請取消手続中　有効免許　原付免許　〇年〇月〇日

別記

第１号様式（第５関係）

年　　月　　日

高知県公安委員会　殿

（住所）

（氏名）

申立書

私の過去１年以内における交通事故や交通違反について、次のとおり申し立てます。

過去１年以内の交通事故・交通違反歴等

第４号様式（第５関係）

長　殿　　年　　月　　日

長

申請取消し関係送付書

申請年月日	番号	氏名	備考

第６号様式（第５関係）

委任状兼確認書

１　私は、代理人として次の者に、

□　申請による運転免許の取消し（運転免許の全部取消し）
□　運転経歴証明書の交付
□　運転経歴情報の記録

の申請に関する件について委任します。

代理人（受任者）　住　　所
氏　　名
生年月日　　年　　月　　日
申請者との関係
電話番号

２　私は、申請による運転免許の取消し（運転免許の全部取消し）の申請に際し、次の事項を確認しました。
(1)　この申請が、私の意思に基づく申請であること。
(2)　この申請により自動車等の運転が一切できなくなること。
(3)　この申請による取消しは、以後撤回することができないこと。
(4)　再び運転免許を取得しようとする際には、運転免許試験を受けなければならないこと。
(5)　現在、運転免許の取消し、効力の停止等の基準には該当していないこと。

年　　月　　日

高知県公安委員会　様

申請者（委任者）　住　　所
氏　　名
生年月日　　年　　月　　日
電話番号

【注意事項】
１　当該委任状兼確認書は、申請者本人が記載してください。
２　電話により申請者本人の意思を確認させていただきます。
３　委任事項については、該当するものに☑を付けてください。

担当者 記載欄	申請者意思確認日時 月　日　時　分	確認者 氏　名

第７号様式（第５関係）

代理人誓約書

１　私は、申請者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿から、

□　申請による運転免許の取消し（運転免許の全部取消し）
□　運転経歴証明書の交付
□　運転経歴情報の記録

の申請に関する件の委任を受けましたが、この申請が、上記申請者の意思に基づく申請であることに間違いないことを誓約します。

２　代理申請が必要な理由

３　添付の申請用写真は、申請者本人の写真に間違いありません。（運転経歴証明書の交付、運転経歴情報の記録又はその双方の申請を行う場合のみ）

年　　月　　日

高知県公安委員会　様

（代理人）氏名

【注意事項】

１　委任事項については、該当するものに☑を付けてください。
２　代理人誓約書は、代理人本人が作成してください。
３　運転経歴証明書の交付又は運転経歴情報の記録の申請を行う場合は、申請者本人の写真（申請前６月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に申請者本人の氏名及び撮影年月日を記入したもの）の提出が必要となります。
　なお、写真に不備がある場合は、撮り直しをお願いする場合があります。
４　代理人は、申請者本人の運転免許証、マイナ免許証又はその双方と共に、代理人自身の個人番号カード等の本人確認書類を持参してください。